

令和3年度

社会福祉法人丸森町社会福祉協議会事業計画

1. 本協議会を取り巻く情勢

社会構造の変化により、本町は他市町に先駆けて少子高齢化が著しく進行し、高齢者世帯及び一人暮らし高齢者をはじめとする単身世帯の増加、家族や地域との繋がり希薄化、ひきこもりなど社会的孤立や摩擦を背景にした社会問題が大きくなっています。さらに世界的に流行した新型コロナウイルス感染拡大は、貧困層の増加、景気低迷、移動制限など生活のあらゆる側面に影響を及ぼしました。特に令和2年中の出生数は、新型コロナウイルスが影響してか、国の予想を大きく上回るペースで減少していることが公表されました。

本町では、令和元年10月12日から13日にかけて発生した令和元年東日本台風により、多くの町民が被災し住み慣れた地域を離れ、プレハブ仮設住宅や他の地域に移り住むことを余儀なくされています。住み慣れないプレハブ仮設住宅等の新たな居住地でのつながりの希薄化により、それを支援していくためのそれぞれにおける環境づくりやボランティアの推進など、住民がお互いを思いやり、共に支え助け合うことができる地域社会の再構築が課題となっており、このような「地域共生社会」の実現を目指し、令和2年6月に社会福祉法(昭和26年法律第45号)が改正されました。

このような中、町をはじめとする関係機関と連携しながら被災者を支援するため、本協議会は、町から「被災者見守り・相談支援事業」を受託し、令和元年12月25日に丸森町社協地域支え合いセンターを設置、被災された方々が一日も早く日常生活を取り戻せるよう、5人の生活支援相談員が地道な訪問・相談活動を続けています。

一方、国や地方自治体の財政は年々厳しさを増しており、本会としても自主財源の確保が求められています。このようなことから、一つの方法として2つの認定こども園を運営、さらには令和3年度より町が運営している大内保育所を本会が運営することになり、人格が形成される重要な時期である幼児期の保育・教育を行うとともに、子育て支援を充実させ、町と協働して若い世代の定住化に繋がる事業を行ってまいります。

平成29年度の社会福祉法改正に伴い社会福祉法人としてのガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化を図り、地域の課題やニー

ズを踏まえた地域における公益的な取り組みを推進することで地域福祉の中心
的な団体として位置づけられている本協議会の広範囲にわたる役割や機能は、
ますます重要となってきています。

2. 基本方針

- 「であい・ふれあい・支え合い」のスローガンのもと、誰もがその地域で安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり進展のため、住民・関係団体の皆様と諸事業を積極的に遂行してまいります。
- 令和元年東日本台風により被災した町民が抱える精神的・身体的な問題から経済的な問題など複合化、複雑化した問題を世帯丸ごと受け止め、関係機関と連携しながら支援に努めます。
- 認定こども園、児童館、認可保育所の運営に関しては、子どもの健やかな成長、発達、自立することに最良の施設となるよう、円滑な運営に努めます。
- 事務局体制の見直しを行い、町民からより分かりやすく、効率的な事務処理体制を構築し事務局体制の強化を図ります。
- 新型コロナウイルス感染状況を注視しながら感染症対策を徹底して各種事業を推進してまいります。

3. 重点事業

1. 地域福祉の推進

- ① 民生委員児童委員等との連携の強化と充実
- ② 地域福祉サービスニーズ調査の実施
- ③ 生活支援体制整備事業による住民支え合い体制の推進
- ④ 福祉施設との協働による活動の推進(丸森町社会福祉施設等連絡会)
- ⑤ 被災者見守り・相談支援事業(地域支え合いセンター)の推進

2. 児童福祉と福祉教育の推進

- ① 幼保連携型認定こども園「丸森ひまわりこども園」の運営
- ② 保育所型認定こども園「丸森たんぽぽこども園」の運営
- ③ 大張児童館の運営管理(指定管理者制度)
- ④ 認可保育所「大内保育所」の運営
- ⑤ 丸森町子育て支援まちづくり計画に基づく連携・協働活動
- ⑥ 学校における福祉体験活動
- ⑦ 子育て支援センターその他子育てサロン事業の充実

3. 介護を予防するための事業の充実強化

- ① 町事業と連携した介護予防事業の積極的推進
- ② もりもりクラブ(学校版)の活動促進
- ③ ふれあいサロンの活動支援

4. ボランティアセンター運営事業の推進

- ① 地域・住民並びに小・中・高生を対象とした幅広いボランティア育成とボランティア活動の充実
- ② 平時の災害ボランティアセンター体制整備
- ③ 住民・職員向け災害ボランティア研修会の実施
- ④ 子育てボランティアの育成

5. 総合的な相談支援事業の推進

- ① 町民の困りごと、心配ごとを受け付ける生活相談所の運営
- ② 日常生活自立支援事業(通称:まもり一ぶ)の積極的活用
- ③ 法人後見制度による権利擁護支援
- ④ 生活福祉資金、生活安定資金活用による生活困窮者支援

4. 具体的事業活動計画

※()内の数字は会計経理区分と整合しています。

(1)法人運営

- ① 適正な法人運営
 - ア) 社会福祉協議会の役員組織の強化と事務局体制の強化
 - a.理事会、監事会、評議員会の開催
 - b.各種委員会の開催
 - c.総務・子育て支援班と地域福祉班の設置による事務局体制強化
- ② 自主財源確保のための会員拡大
 - ア) 賛助会員、特別会員の拡充による財源の確保
- ③ 研修事業
 - ア) 自立経営に向けての役職員の研修・協議の充実
 - イ) 職員の資質向上
 - ウ) メンタルヘルス研修

- ④ 調査研究
 - ア) 福祉活動のための調査活動
 - a.福祉世帯調査・台帳整備
 - b.福祉施設連絡会の運営
 - c.社会福祉援助技術実習生の受け入れ

(2) 広報・啓発事業

- ① 住民への地域福祉の啓発
 - ア) 広報紙『社協まるもり』の発行
 - イ) マスコットキャラクターを活用した本協議会の理解促進
- ② ホームページの運用管理
- ③ 社会福祉事業功労者顕彰事業
- ④ 健康と福祉のつどいの開催（丸森町と共催）
 - ア) 運営委員会・企画委員会の開催

(3) 助成事業

- ① 地区社協活動支援事業
 - ア) 活動助成金(自治組織も含む)の交付
 - イ) 地区社協会長、住民自治組織会長との推進会議
 - ・地区福祉活動事業との整合を図る
 - ウ) 町社協と住民自治組織との連携事業(地区社協も含む)
 - ・住民自治組織との連携 各住民自治組織の福祉部会(地区社協) との協働事業の開発・実施 (介護予防事業及び自主防災活動含む)
- ② 民生委員児童委員協議会支援事業
 - ア) 丸森町民生委員児童委員協議会事務局
- ③ ボランティア連絡会支援事業
- ④ 共同募金委員会支援事業(丸森町共同募金委員会活動育成支援と連携)
 - ◎配分金を活用した事業の展開と安定した財源の確保
 - ア) 赤い羽根募金
 - 地域福祉活動(社会福祉協議会)への配分による事業
 - イ) 歳末たすけあい募金
 - 地域歳末配分事業

⑤ 福祉団体支援事業

心身障害児者親の会、身体障害者福祉協会、遺族会
老人クラブ連合会、発達障害児者親の会エール
子ども会育成会、子育て支援団体「子育て応援隊」
子育てのご近所さんただいまおかえり

(4) 地域福祉事業

① 高齢者福祉推進事業

- ア) ふれあいサロン事業の活動支援
 - ・ふれあいサロン現在 69 団体
- イ) ひとり暮らし高齢者への手づくり誕生日カードプレゼント事業
- ウ) もりもりクラブ(高齢者と小学生の交流事業)
- エ) コミュニケーション麻雀を活用した介護予防の取り組み

② 障害者福祉推進事業

- ア) 心身障害児者支援事業(交流会の支援)
- イ) 障害者福祉団体との共催による事業
- ウ) 障害者共同作業所への支援事業
- エ) 卓球バレー等活動普及
- オ) 「障がい者の心豊かな生活を考える会」の活動支援

③ 児童福祉推進事業

- ア) ブックスタート事業
 - ・町の乳児検診(6・7か月児)時に本の読み聞かせと絵本のプレゼント
- イ) 遺児支援事業
- ウ) 学童保育支援事業
- エ) 子育て支援事業

④ 災害援護事業

- ア) 災害時の見舞金(全焼・全壊 20,000 円 半焼・半壊 10,000 円等)

⑤ 福祉用具利用サービス事業

- ア) 福祉用具利用サービス事業
 - a 車イス b 介護用ベッド

(5) ボランティアセンター活動事業

① ボランティアセンター活動事業

ア) ボランティアの登録・相談・活動調整

- ・広報、啓発活動
- ・ボランティア活動保険加入受付
- ・仮設団地サロンの支援

イ) ボランティアの育成

- ・各種研修会の開催、紹介
- ・傾聴講座の開催

ウ) ボランティア団体活動支援

- ・ボランティアグループ同士の交流（ボランティアのつどい）
- ・各団体の視察・研修会調整

エ) 福祉教育

- ・小学生を対象とした福祉体験・防災学習の実施
- ・中高生を対象としたサマーボランティアの実施

② 災害ボランティアセンター事業

ア) 災害ボランティアセンター運営マニュアルを活用した体制整備

イ) 災害ボランティアセンター住民向け研修会の実施

ウ) 災害ボランティアセンター職員向け研修会の実施

エ) 宮城県社会福祉協議会を含む県内36社会福祉協議会間

における災害時相互支援協定書締結に基づく災害支援活動
派遣職員の登録

オ) 県南地域社会福祉協議会(名取市以南4市9町)との災害支援連携

③ 安心安全な地域づくり推進事業(生活あんしん事業)

- ・災害時備蓄品の展示・紹介
- ・地区住民自治組織や自主防災組織との連携

④ 被災者支援事業

令和元年東日本台風により被災した方々への支援

(地域支え合いセンターと連携)

(6) 総合相談支援事業

① 生活相談所の運営

ア) 町民の困りごと相談(毎月第1、第3、第5火曜日開設、他電話相談対応)

イ) 「弁護士相談」の実施

(7)福祉サービス総合支援事業

- ① 成年後見事業
 - ア) 成年後見制度による法人後見の取り組み

(8)受託事業

- ① 地域福祉等推進事業
 - ア) シニア元気クラブ
 - イ) ボランティア推進事業
- ② 家族介護者交流サロン開催(隔月1回)
 - ア) 介護者同士の交流と心身の負担軽減を図ることを目的とした事業
- ③ 介護教室
 - ア) 介護に関する知識、介護方法等の技術を提供することを目的とした事業
- ④ 生活福祉資金貸付制度(県社協委託事業)
 - ア) 緊急小口資金(東日本大震災、台風19号、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた貸付制度)借受世帯の償還指導
 - イ) 総合支援資金(新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた貸付制度)借受世帯の償還指導
- ⑤ 日常生活自立支援事業(通称:まもり一ぶ)
 - ア) 高齢者の方や障害を持った方の福祉サービス利用手続きや金銭管理をサポートする事業
- ⑥ 生活支援体制整備事業「生活支援コーディネーター業務」
 - ア) 体制…生活支援コーディネーター専任1人・兼務2人
 - イ) 地域支え合いサポーターの養成(地域支え合い登録カードの活用)
 - ウ) 各地区での「ささやき会議」の実施
 - エ) ふれあいサロン訪問活動(新規立ち上げ支援)
 - オ) 生活支援体制整備事業広報紙「どうもないん」の年4回発行
- ⑦ 被災者見守り・相談支援事業「丸森町社協地域支え合いセンター」
 - ア) 体制…主任生活支援相談員1人・生活支援相談員4人
 - イ) プレハブ応急仮設住宅 訪問・巡回
 - ウ) 在宅被災者 再建状況確認訪問
 - エ) みなし仮設入居者 見守り訪問
 - オ) プレハブ応急仮設住宅における住民活動支援
 - カ) 地域支え合いセンターかわら版の発行(隔月発行)

(9)資金貸付事業

- ① 低所得世帯への生活安定資金貸付と償還指導(民生委員児童委員協力)
ア)貸付調査員会の随時開催

(10)大張児童館管理運営事業

- ① 令和2年度から令和4年度まで指定管理者の指定を受け、施設を管理運営

(11)丸森たんぽぽこども園運営事業

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項第2号による、保育所型認定こども園の運営(定員185名 保育園機能155名 幼稚園機能30名)

(12)丸森ひまわりこども園運営事業

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項による、幼保連携型認定こども園の運営(定員156名 保育園機能141名 幼稚園機能15名)

(13)大内保育所運営事業

- ① 児童福祉法(昭和2年法律第164号)第39条による認可保育所の運営(定員35名)

5. 関係機関との連携・支援 その他

- ① 町保健福祉課・町子育て定住推進課
- ② 町地域包括支援班
- ③ 町被災者支援室
- ③ 県・各市町村社会福祉協議会
- ④ 住民自治組織
- ⑤ 各医療機関・福祉施設
- ⑥ 介護保険事業所
- ⑦ 遺族会その他の福祉関係団体の育成支援・団体事務
- ⑧ その他必要とする機関・事業所 など